

丹波市の権利擁護支援に関するアンケート調査 結果概要

1. 目的

丹波市の権利擁護支援(高齢、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で普通に生活を送るために、また困った時や虐待・消費者被害等を受けた状況でも、その人らしく安心した生活が送れるように支援を行うこと)や成年後見制度の利用状況について現状を把握することを目的に実施します。

2. 調査対象者

社会福祉士、弁護士、司法書士、民生委員児童委員、自治会長会理事、市内介護保険サービス及び障害福祉サービス事業所職員

3. 調査人数

385人

4. 調査期間

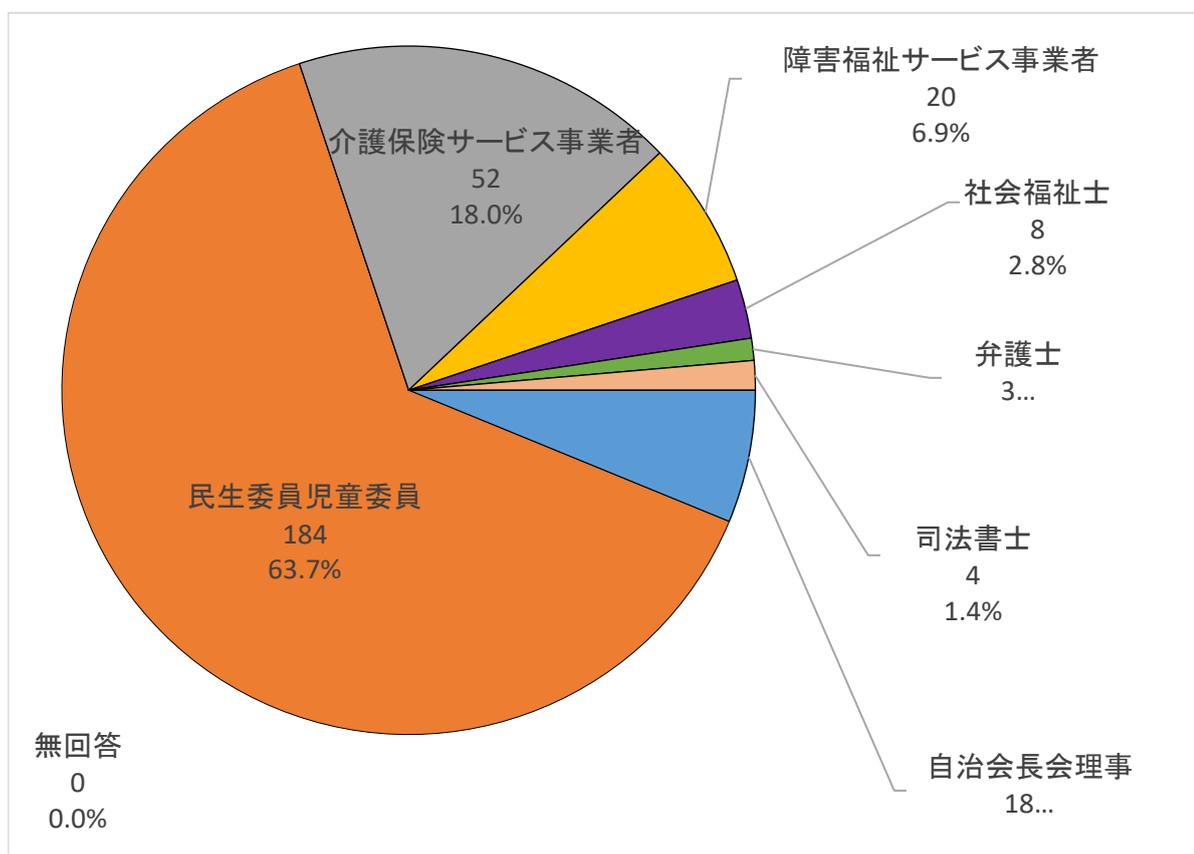
令和3年10月1日～令和3年12月15日

5. 回答率

対象者	依頼件数	回答件数	回答率(%)
社会福祉士	21	8	38.1
弁護士	3	3	100
司法書士	6	4	67.7
民生委員・児童委員	195	184	94.4
自治会長会理事	25	18	72
市内介護保険及び 障害福祉サービス事業所	135	72	53.3
合計	385	289	75.1

◆回答されるあなたについて、お答えください

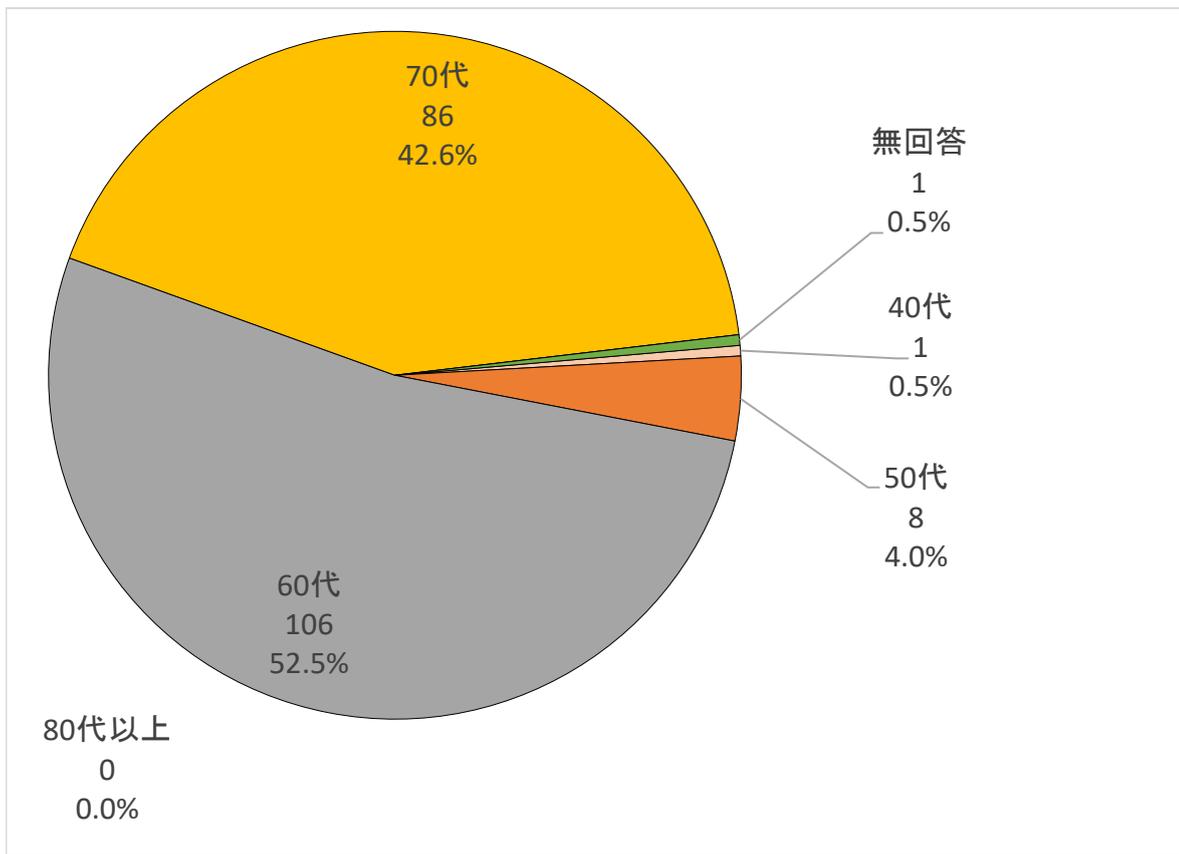
【問1】 回答する、あなたは？ 【全員】 n289



調査依頼人数385人に対して、有効回答数は289件であった。

問1で①または②を選択された方は問1-2をお答えください。

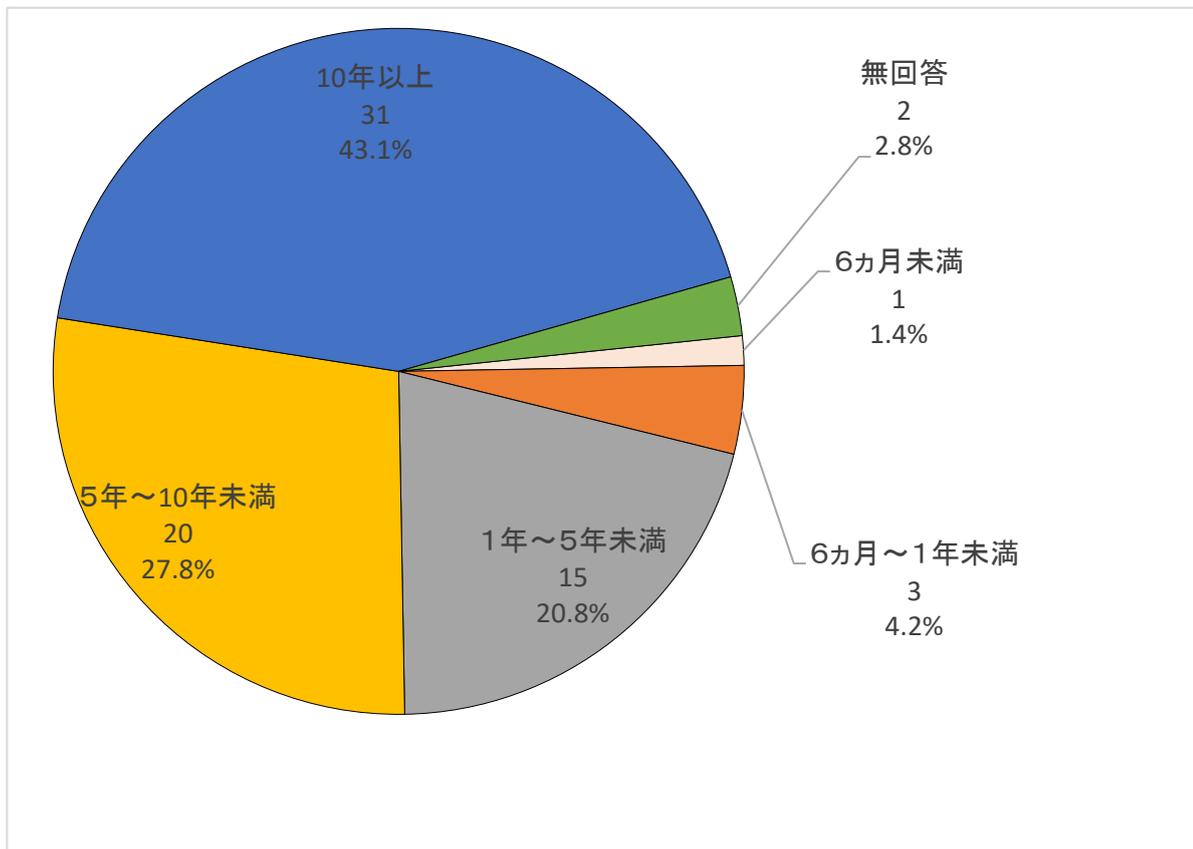
【問1-2】 年齢をお答えください 【自治会長理事、民生委員・児童委員】 n202



自治会長理事、民生委員・児童委員の年齢は「60歳代」が52.5%と最も多く、次いで「70歳代」が42.6%となっており、全体の9割以上を占めている。

問1で③または④を選択された方は問1-3をお答えください。

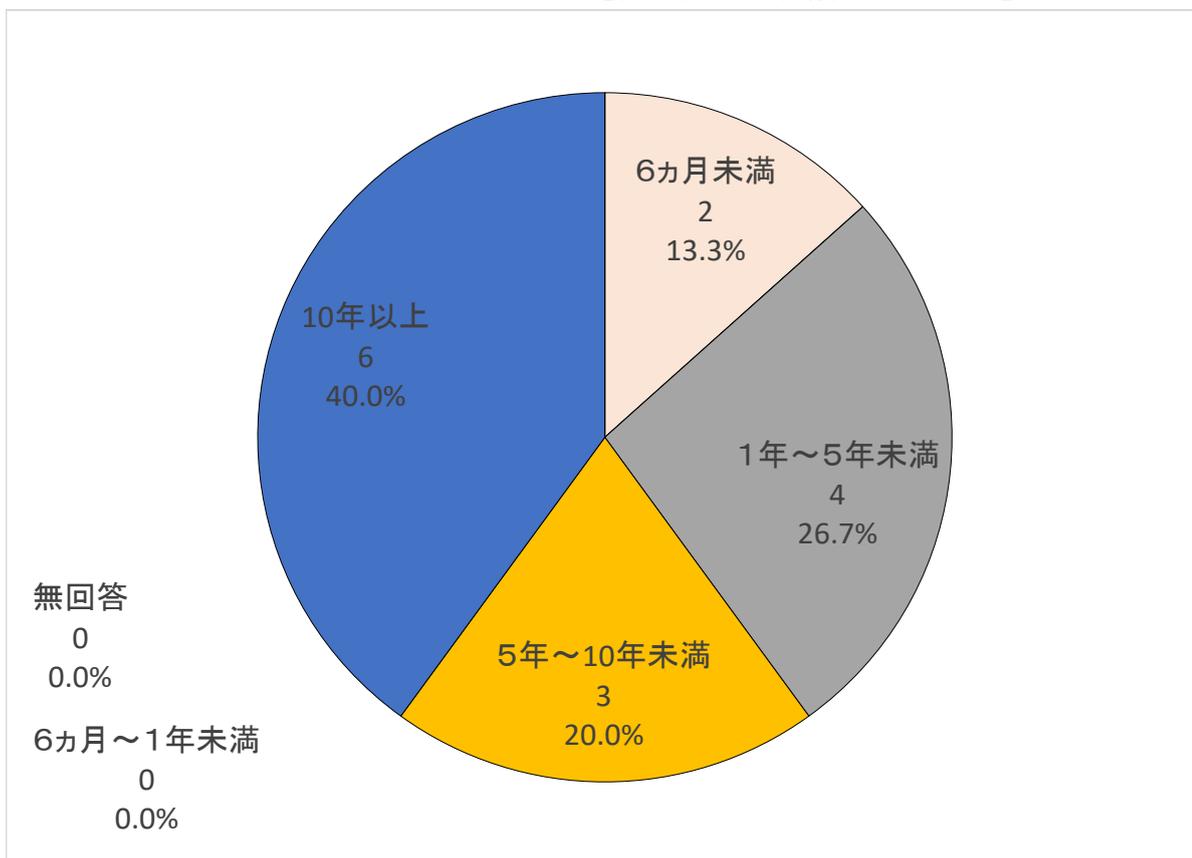
【問1-3】 事業所での勤続経験期間をお答えください 【サービス事業所】 n72



サービス事業所の回答者の勤続経験年数は、「10年以上」が43.1%と最も多く、次いで「5年～10年未満」が27.8%となっており、『5年以上』が全体の約7割を占めている。

【問1-2】 成年後見人等を選任している経験年数をお答えください

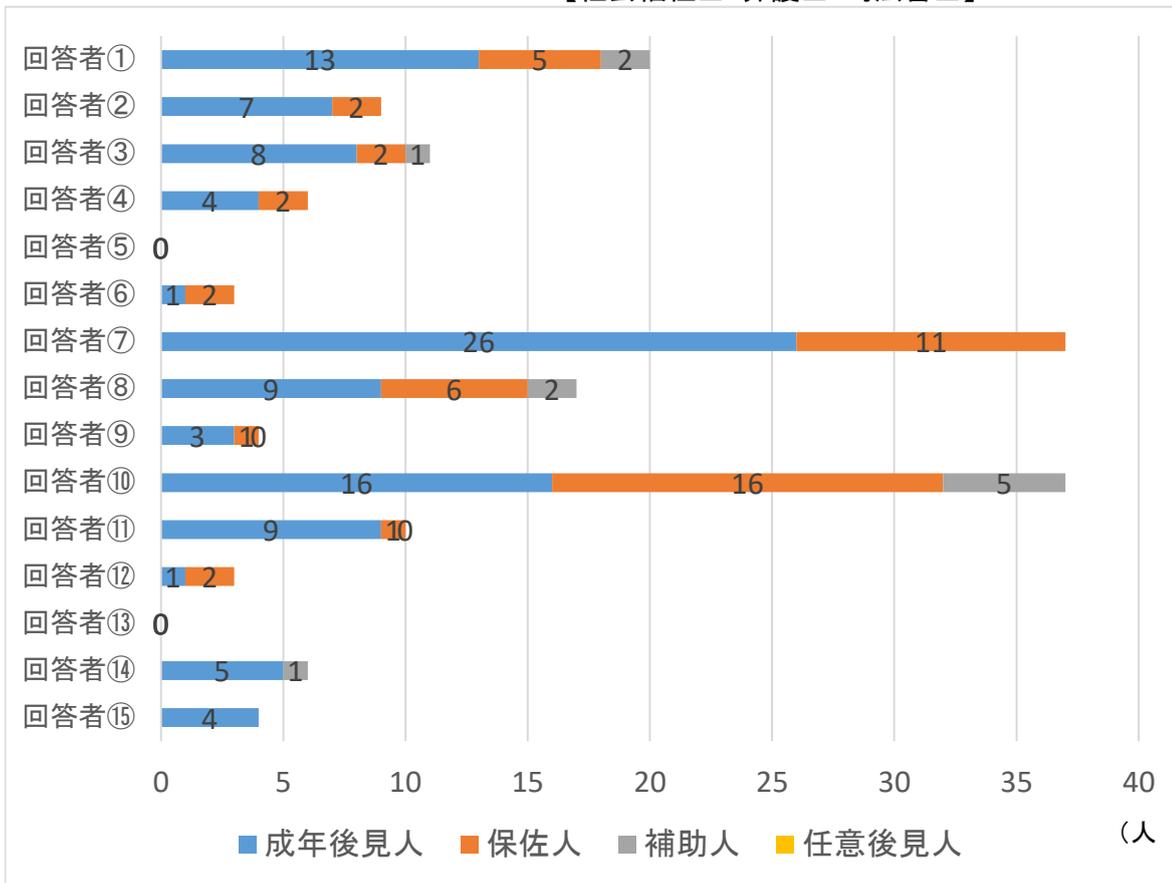
【社会福祉士・弁護士・司法書士】 n15



社会福祉士、弁護士、司法書士の成年後見人等を選任している経験年数は「10年以上」が40.0%と最も多く、次いで「1年～5年未満」が26.7%となっている。『5年以上』が全体の6割を占めている。

【問1-3】 現在、選任されている成年後見人等の人数についてお答えください

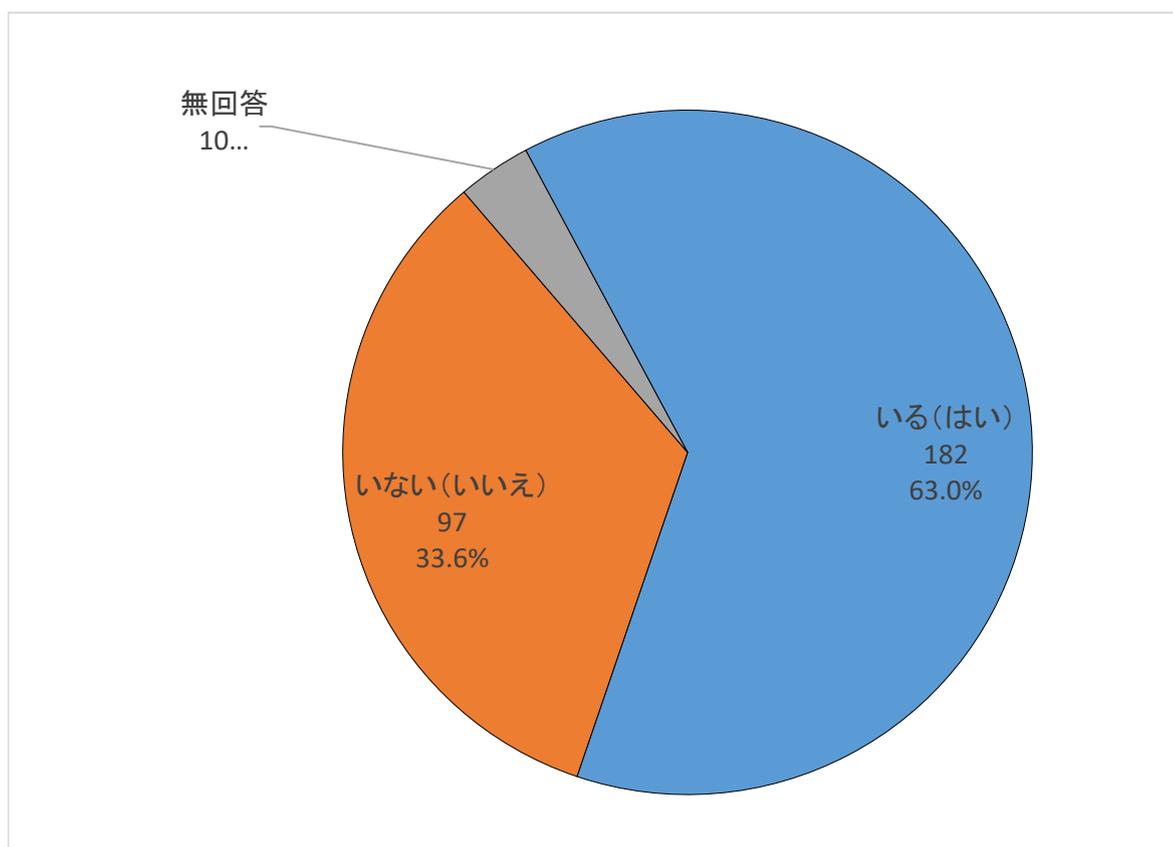
【社会福祉士・弁護士・司法書士】 n15



社会福祉士、弁護士、司法書士の現在、選任されている成年後見人等の人数は35人以上の専門職は2名である。現在、選任されていない専門職は2名であった。

◆日常生活の困りごとや不安なことについてお答えください

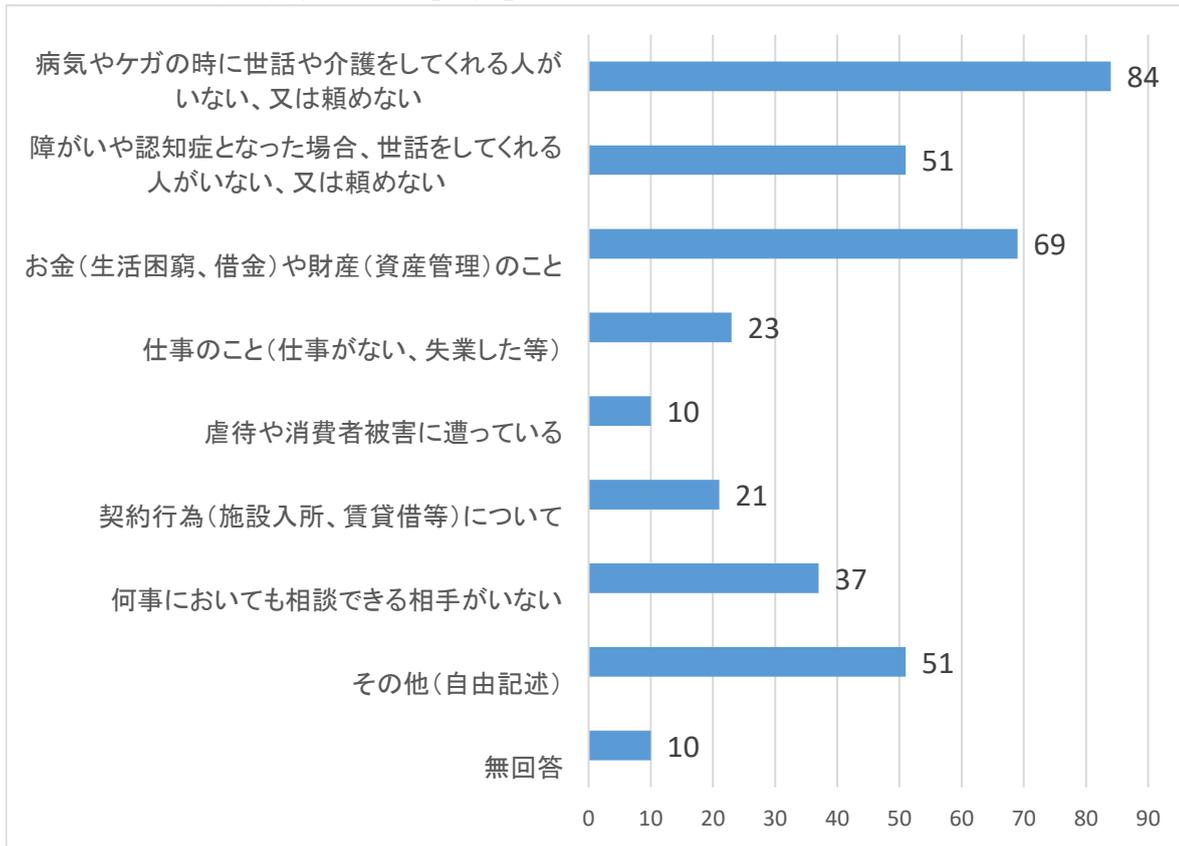
【問2】 近隣の地域、または貴事業所を利用されている方(被成年後見人等)で日常生活に困りごとや不安なことがある方はいますか。または、そのような相談を受けたことはありますか。 【全員】 n289



日常生活に困りごとや不安なことがある方、または、そのような相談を受けたことはあるか尋ねたところ、「いる(はい)」が63.0%であった。

問2で①を選択された方のみ【問2-2から問2-4】をお答えください。

【問2-2】 日常生活の困りごとや不安なことに対する具体的な内容について。
 (3つまで回答可) 【全員】 n182



【自由記述: 社会福祉士、弁護士、司法書士】

- 1) 本人の死後に葬儀や墓のことを頼める人がいない。
- 2) 精神状態が安定せず入退院を繰り返してしまう。SNSですぐ人と知り合い付いて行く。

【自由記述: 自治会長会理事、民生委員・児童委員、サービス事業所】

将来の不安

- 1) 将来の健康に対する不安(高齢者夫婦の老老介護に対する不安)。
- 2) 今後どんな人生が待っているのか? 病気(認知症も含め)になったら不安。
- 3) 子どもがいても都会にいたので中々色々と考えてしまうと言われている。
- 4) 老いに対するおそれ。
- 5) 一人暮らしで先の事を心配する。
- 6) 介護認定を受けたが、ケアマネとの信頼関係がきずけずサービスにつながない。
- 7) 高齢者の独居で何かあった時の不安。
- 8) グループホームでは高齢期のケアに対応できないため住み替えが必要になる。
- 9) 日常生活に不満がある。家にも孤独で不安。
- 10) 保護者が亡くなった後の生活についての見通しが立たない。
- 11) 保護者等、自分を見てくれる人の高齢化。
- 12) 1人暮らしがしたいが、家事を任されており家を出ることが出来ない。自分は幸せになってはいけないのか?と思う。このまま幸せになれないなら死にたいと思う。
- 13) 年齢と共に出来ていたことが出来なくなっていく不安。
- 14) 将来の不安 今自分がどうしたら良いか分からない等。
- 15) 災害時の対応。
- 16) 食事のこと、夜が不安、自分の物が物忘れをする様になった事に対しての不安。
- 17) 身体の不自由で、できない事も多くなっている。

今の生活のこと

- 18) 家のそうじがしがたい。
- 19) 空き地の草刈りができない。シルバーに頼むとお金がかかる。
- 20) 足が不自由でゴミ出しができない。
- 21) 掃除ができない。
- 22) 家の周囲、田んぼの草刈りなど体が出来ない事。
- 23) コロナで自由に外出や帰省ができない。
- 24) 寂しい。
- 25) どのような介護事業所が他にあるのか知りたい今利用している所以外探している。
- 26) 1人暮らしの為、全てにおいて困っている。

家族のこと

- 27) 子供の事。
- 28) ご主人の介護、介助に対して体がきつくなってきたと奥様に相談を受けた。
- 29) 家族が認知症になり、対応に困っている。
- 30) 老老介護のこと。田畑や家の管理(草刈りや修理)。交通手段。自治会の役。
- 31) 母が認知症で怒ると物をなげたりするので怖い。
- 32) 障がいをもつ子供と2人暮らしで自分が年のため今後の子供の生活について心配。
- 33) 物事が理解できない。
- 34) 家族のこと、夫の健康のこと、それにとまなうお金のこと。
- 35) 家族が認知症になり、対応に困っている。
- 36) ご自分の孫(同居)が入学する時、特別支援学級に入級する件について。
- 37) 家族間のトラブル。
- 38) 高齢者の2人暮らし。介助者は遠方で心配。住み慣れた地域で生活させたい。
- 39) 祖父が認知症になり、食卓で子供が居るのに卑猥な発言があるので困っている。
- 40) 介護している家族からの相談～自分が入院の時に預かって欲しい。

近隣との関係

- 41) 近所とのトラブル。
- 42) 近所との付き合い。
- 43) 近所のこと。
- 44) 市道(家の裏)の草刈りが出来ないのので市でして欲しい。
- 45) 自治会に加入していないのでゴミステーションの利用について。
- 46) 近所付き合いが苦手で、地域の行事等関わり方が難しく不安に感じている。

近隣の気になる人

- 47) 徘徊者が居て困っている。迷惑をかけている。
- 48) 空家の立木が伸び、自宅に伸びてきて困っている。自治会長より個人で解決をする様言われてどうしたらよいかわからず困っている。ひきこもり(弟)兄は統合失調症、母は特養入所
→この家の困りごと。
- 49) ケガをさせられた。相手が障がい者であった。
- 50) 兄弟で非常に仲が悪く困っている(手は出さない)。
- 51) 精神障害のある子どもさんの将来。近所の子どもさんと高齢者の方とのトラブル。不登校。
ひきこもり気味の子。
- 52) 隣の人が毎日こられて大変である。
- 53) 家族の介護負担を減らしたいが介護者が見つからない。

交通手段

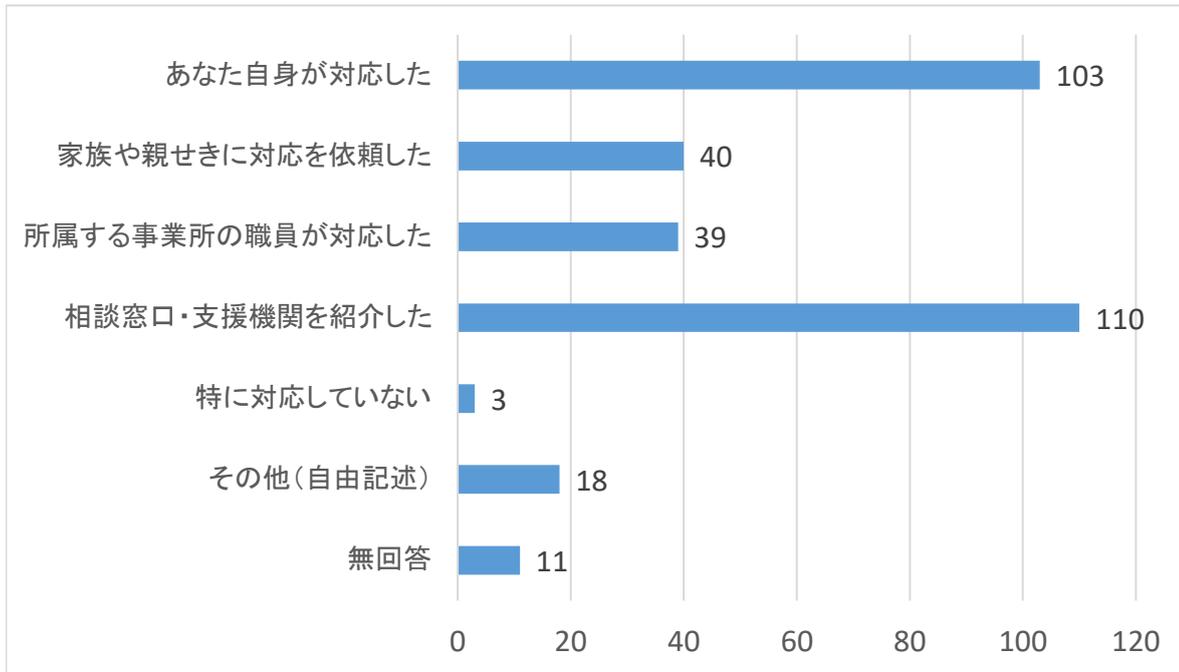
- 54) ワクチン接種など遠方へ行くときに交通手段がない。歯医者など。
- 55) 食事、交通手段。
- 56) 車の免許を返した後の受診や買物に不安がある。配食サービスを教えてほしい。
- 57) 自動車運転免許証を返納した。今後の移動について。
- 58) 免許を返納し、買い物の不自由。デマンドも時間がかかる。目がみえにくく路側帯の白線がわかりにくく散歩がこわい。
- 59) 交通機関の不足で毎日治療がある場合、通院に困る。

日常生活の困りごとや不安なことに対する具体的な内容は、「病気やケガの時に世話や介護をしてくれる人がいない、又は頼めない」が84人と最も多く、次いで「お金（生活困窮、借金）や財産（資産管理）のこと」が69人、「障がいや認知症となった場合、世話をしてくれる人がいない、又は頼めない」が51人、「その他（自由記述）」が51人となっている。

自由記述では、将来についての自分自身の生活の不安、自分亡き後の子の心配、親亡き後の自分の不安がある。また近隣とのトラブル、近隣の気になる人といった『地域』がキーワードとなっている困りごとが多い。

問2で①を選択された方のみ【問2-2から問2-4】をお答えください。

【問2-3】 日常生活の困りごとや不安なことがあると聞いた時、どのように対応しましたか。
(3つまで回答可) 【全員】 n182



【自由記述: 社会福祉士、弁護士、司法書士】

- 1) ぱあとなあ会員や知り合いの司法書士に相談。
- 2) 法人と複数後見をしているのでケース会議やスーパーバイズを受けて一緒に話し合い、対応している。

【自由記述: 自治会長会理事、民生委員・児童委員、サービス事業所】
制度等へのつなぎ

- 1) 生活保護申請に至った。
- 2) 成年後見制度の利用援助。
- 3) 担当相談員と情報共有を行い、必要な手続き等を行った。

本人への助言や親族へ相談

- 4) ①にしていますが将来に対しての不安だったので施設入所や病気は病院へ…そうになったら一緒に考えますからと。
- 5) 電話対応で本人の相談を伺った。
- 6) 世の中の感染状況を分かりやすく丁寧に説明した。
- 7) 施設希望者には、多岐の施設の見学や申込みを考慮の旨伝えた。
- 8) たただただ傾聴
- 9) 息子さんに助けてもらう事はできるか本人に聞いた。自分でもうすこしがんばってみたい。
- 10) 知人から話を聞いた為、話の内容にも確実性はないが、困っていることを話し、聞いてもらったことで本人が納得されることが多い。

自治会長、民生委員、近隣者が対応

- 11) 近隣の協力者。
- 12) 自治会長に相談。
- 13) 民生児童委員が対応し支援機関と協力し相手の家族に対応した。
- 14) 警察官、他の民生委員。

相談・支援機関へ相談

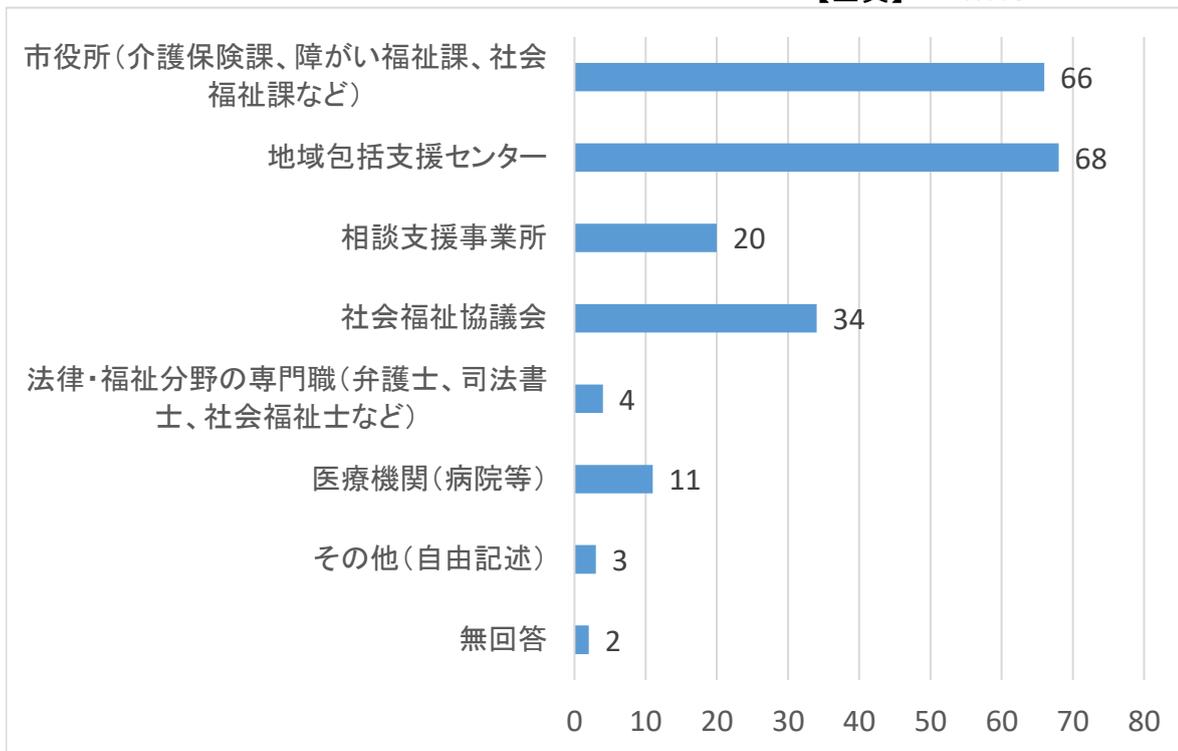
- 15) 包括に連絡した。
- 16) 包括センターに相談したところする対応してくれました。
- 17) ケアマネジャー。
- 18) 担当ケアマネジャーや相談員に伝えた。
- 19) ケアマネジャーに報告した。
- 20) ケアマネジャーさんに連絡・報告。
- 21) 担当ケアマネジャーに情報提供、共有した。
- 22) 小学校に出向き不安をもっておられることを校長、教頭先生に伝えた。
- 23) 相談支援事業所の担当者に連絡をとり、解決へのアプローチを依頼した。
- 24) 市要望事項とした。

日常生活の困りごとや不安なことがあると聞いた時の対応は、「相談窓口・支援機関を紹介した」が110人と最も多く、次いで「回答者自身が対応した」が103人となっている。
自由記述では、本人への助言や対応、相談・支援機関へ相談して対応している。

問2-3で④を選択された方は【問2-4】をお答えください。

【問2-4】 問2-3で、紹介した相談窓口・支援機関はどこですか。(3つまで回答可)

【全員】 n110



【自由記述:社会福祉士、弁護士、司法書士】
なし。

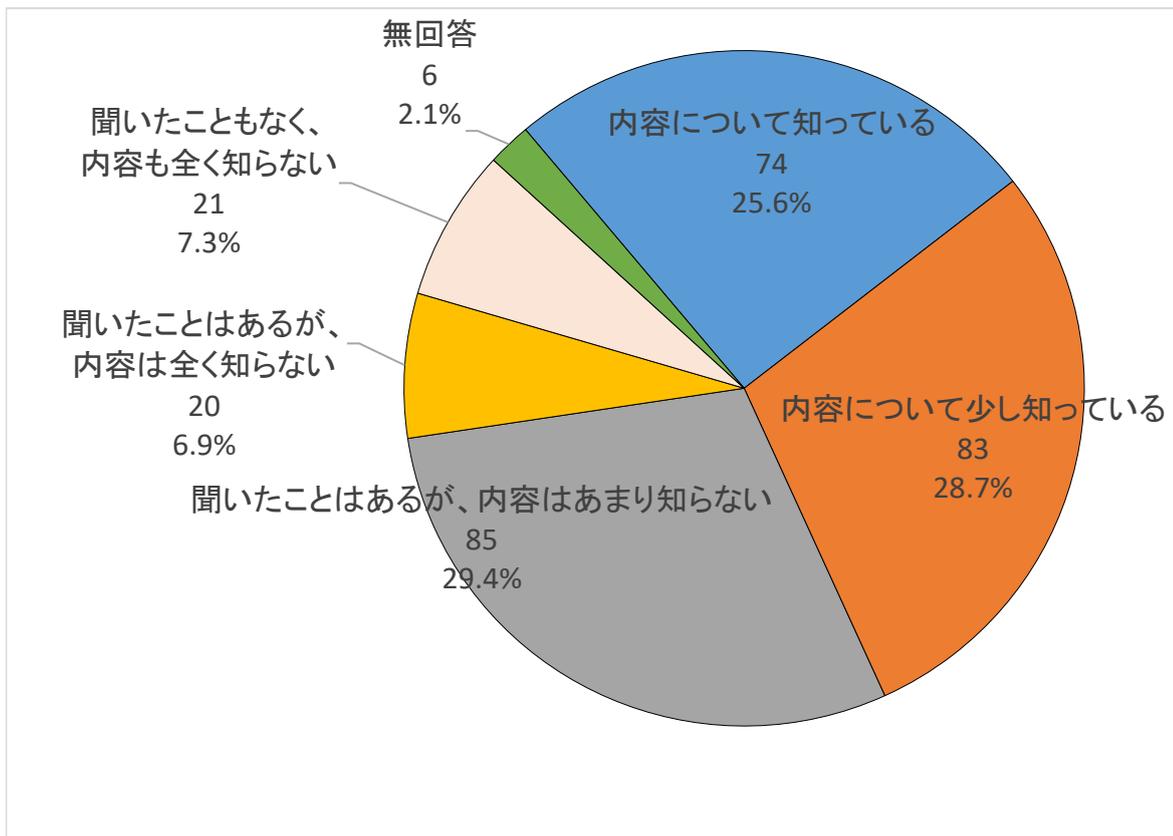
【自由記述:自治会長会理事、民生委員・児童委員、サービス事業所】

- 1)薬局の先生。
- 2)シルバー人材センターと空家の所有者に連絡。
- 3)介護支援専門員に相談した。
- 4)レインボー(黒井)。
- 5)民生委員さん等。
- 6)実際は上記⑤、⑥もあります。
- 7)ケアマネジャー。

問2-3で、紹介した相談窓口・支援機関では、「地域包括支援センター」が68人と最も多く、次いで「市役所」が66人、「社会福祉協議会」が34人となっている。

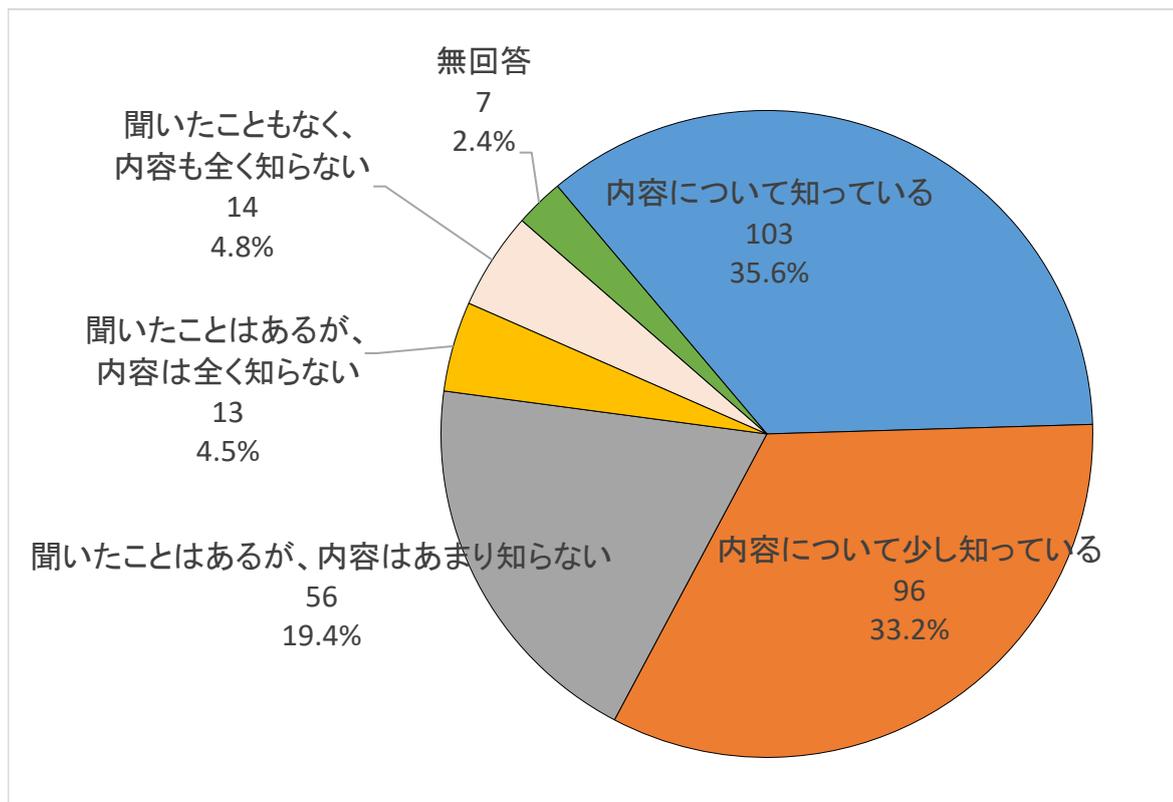
◆日常生活自立支援事業及び成年後見制度について、お答えください。

【問3】 日常生活自立支援事業を知っていますか。 【全員】 n289



日常生活自立支援事業の認知度は、「聞いたことはあるが、内容はあまり知らない」が29.4%と最も多いが、「内容について知っている(25.6%)」と「内容について少し知っている(28.7%)」を合わせた『知っている』は全体の約5割となっている。

【問4】 成年後見制度を知っていますか。 【全員】 n289

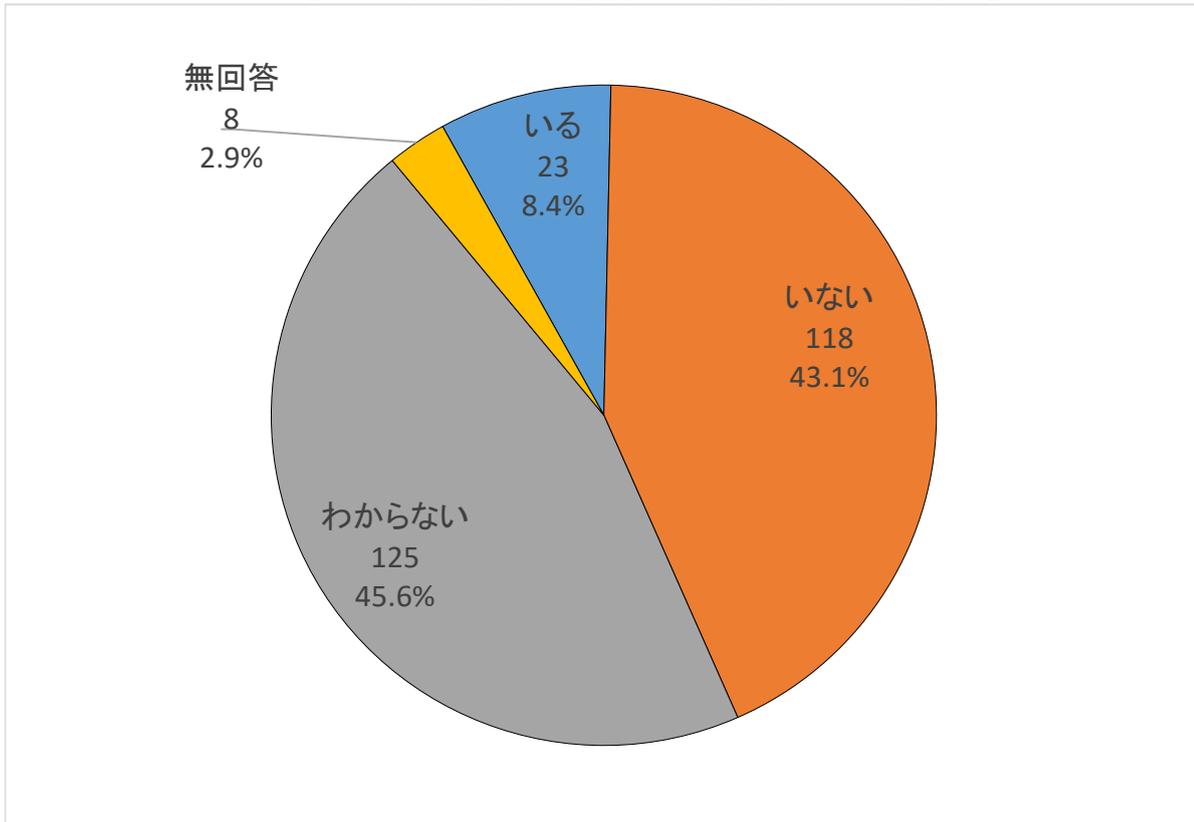


成年後見制度の認知度は、「内容について知っている」が35.6%と最も多く、次いで「内容について少し知っている」が33.2%となっている。『知っている』が全体の約7割を占めている。

◆権利擁護支援について、お答えください。

【問5】 近隣の地域、または事業所を利用されている方で、困ったことがあったり、権利侵害を受けている方はいますか。

【自治会長理事、民生委員・児童委員、サービス事業所】 n274

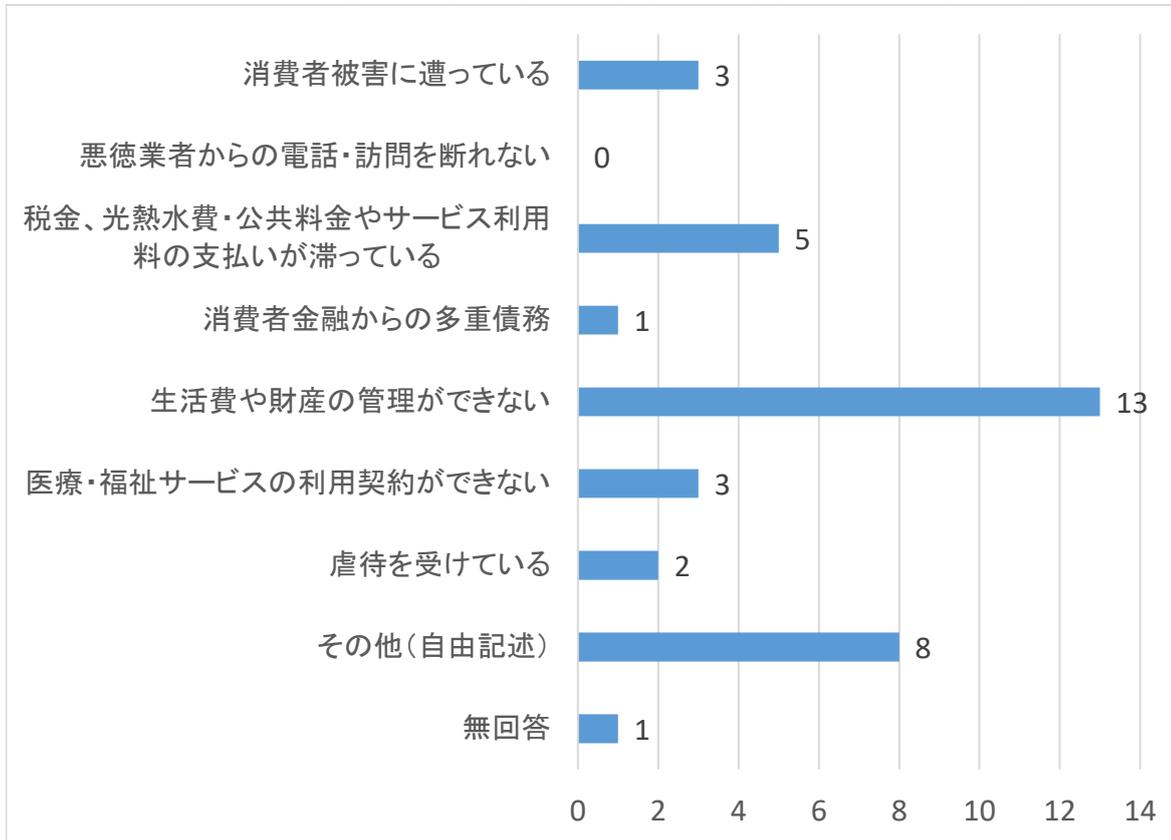


近隣の地域、または事業所を利用されている方で、困ったことがあったり、権利侵害を受けている方はいるかの問いに「わからない」が45.6%と最も多く、次いで「いない」が43.1%とされている。「いる」は8.4%となっている。

問5で①を選択された方のみ【問2-2から問2-4】をお答えください。

【問5-2】 困っておられることや権利侵害を受けている具体的な内容は何ですか？
(3つまで回答可)

【自治会長理事、民生委員・児童委員、サービス事業所】 n23



【自由記述】

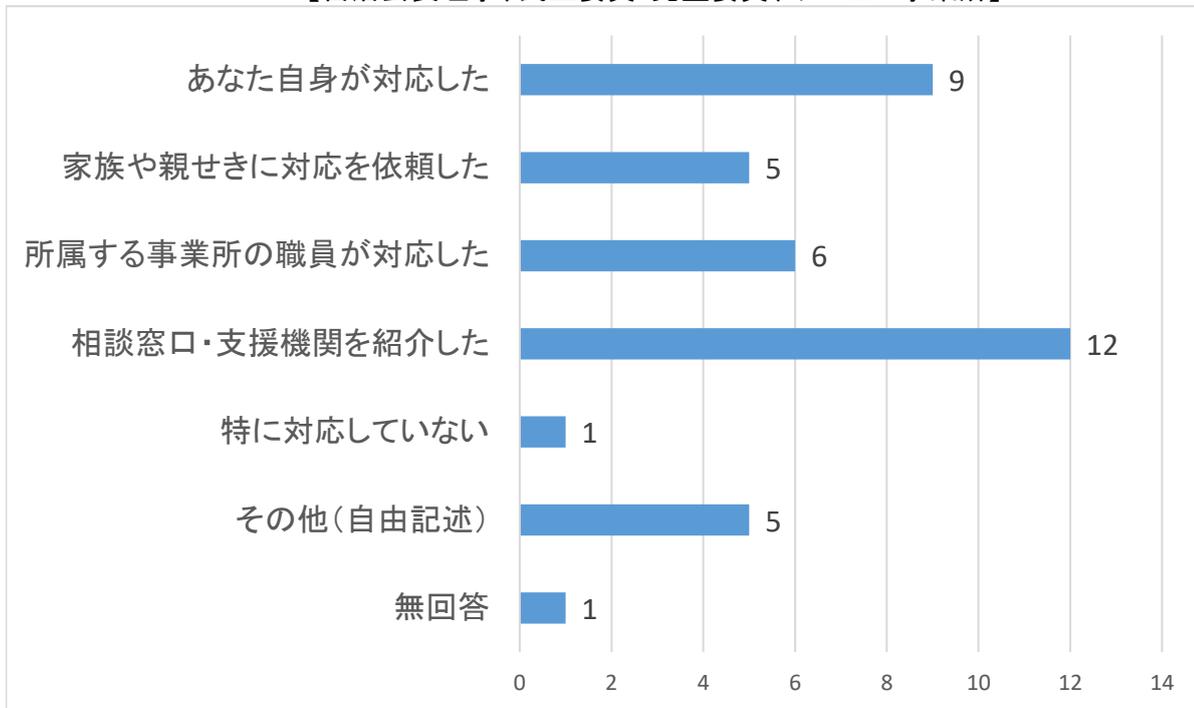
- 1) 近隣とのトラブル。
- 2) 契約書や大事な書類の提出の際、記入のし方が分からないと話されている。民生委員に声かけしてくださいと伝えています。
- 3) 何も被害はない。今後気をつけてしたい。
- 4) 近所に最近引越しされてきた方に不安を抱いておられる。
- 5) 当事者の近隣住民から人権侵害にあると相談があった→地域包括支援センターに相談済み。
- 6) 服装も季節ごとがわからない。
- 7) 自分自身の年金を親が管理し、親の生活費に充てている。
- 8) 自立したいが高齢の祖父母もおり自分の思うように活動が出来ない。一人で寝られないなど、自分自身も自信がないため思い切れない。
- 9) ポストに投函されているチラシ等で、いらぬものを注文している。
- 10) 「選挙の投票を希望しても、いつの間にか施設の不在者投票が終わっており、投票させてもらえなかった」という系列が異なる施設の利用者本人の話を聞いたことがある。

困っておられることや権利侵害を受けている具体的な内容は「生活費や財産の管理ができない」が13人と最も多く、次いで「その他(自由記述)」以外では、「税金、光熱水費・公共料金やサービス利用料の支払いが滞っている」が5人、「消費者被害に遭っている」が3人となっている。

問5で①を選択された方のみ【問2-2から問2-4】をお答えください。

【問5-3】 あなたは、問5-2のような困った方、権利侵害を受けている方がいる場合、どのように対応しましたか。(3つまで回答可)

【自治会長理事、民生委員・児童委員、サービス事業所】 n23



【自由記述】

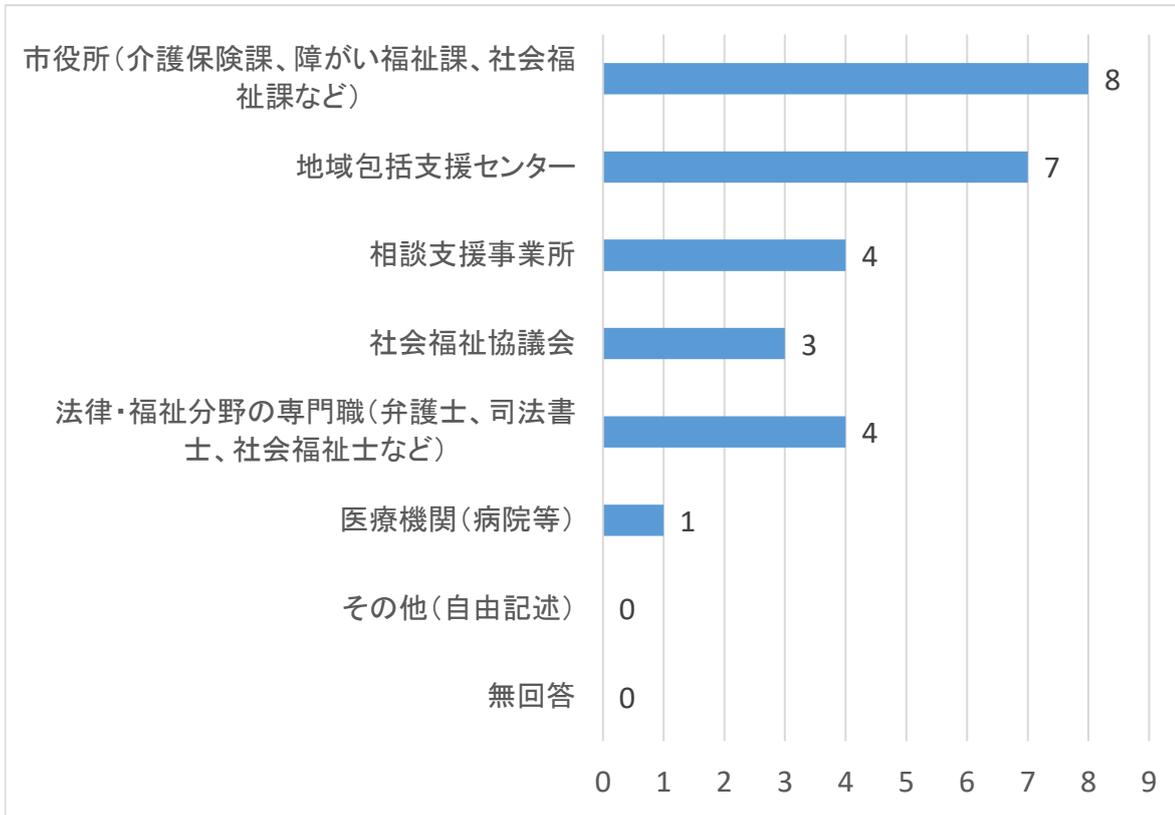
- 1) 保健師に相談した。
- 2) 自治会長さんに連絡した。また本人からの話を聞いてあげる。
- 3) 当事者から相談があったのではないので地域包括支援センターに連絡した。
- 4) ケアマネジャーに報告した。
- 5) 本人が投票を希望されていることをその施設の職員に伝えたが、新型コロナで本人に会えなくなり、投票したという話は聞いていない。

問5-2のような困った方、権利侵害を受けている方がいる場合の対応は、「相談窓口・支援機関を紹介した」が12人と最も多く、次いで「回答者自身が対応した」が9人となっている。

問5-3で④を選択された方は【問5-4】をお答えください。

【問5-4】 問5-3で、紹介した相談窓口・支援機関はどこですか。(3つまで回答可)

【自治会長理事、民生委員・児童委員、サービス事業所】 n12

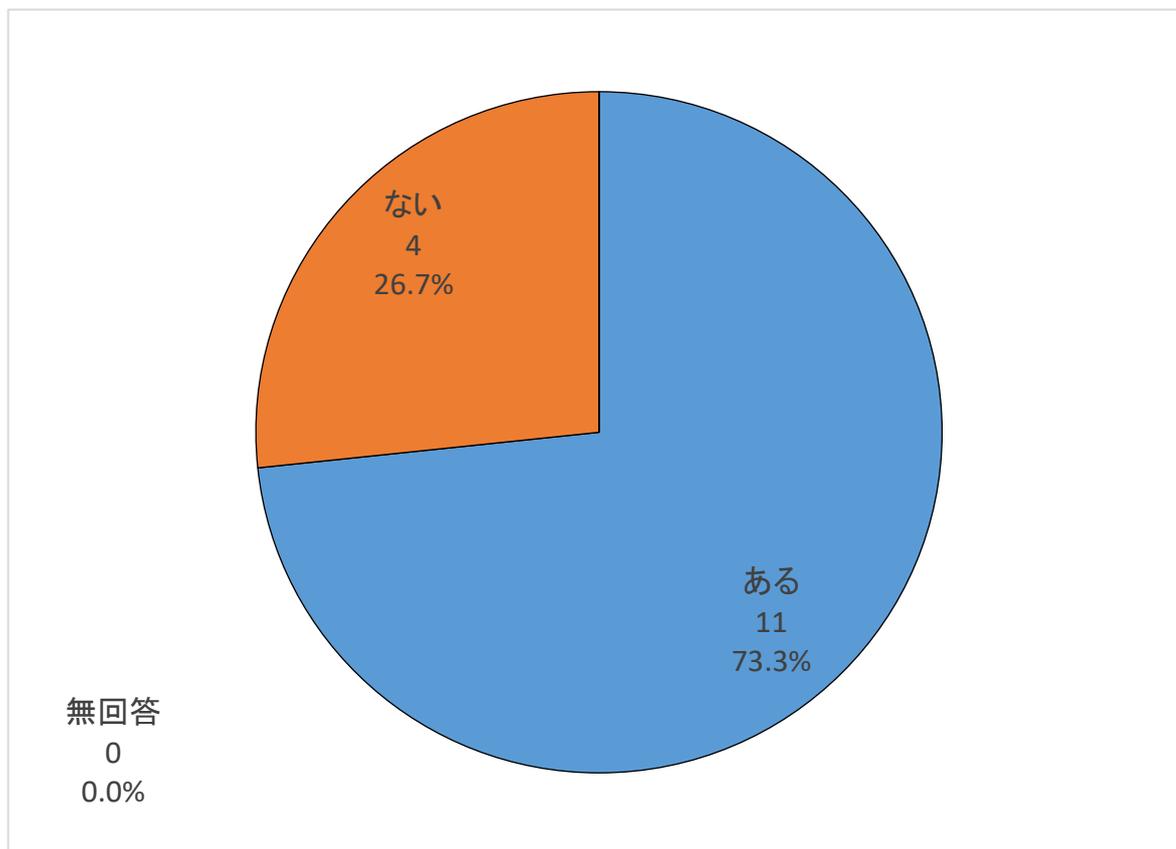


問5-3で、紹介した相談窓口・支援機関は「市役所」が8人と最も多く、次いで「地域包括支援センター」が7人となっている。

◆成年後見人の支援内容について、お答えください。

【問5】 成年後見人として被成年後見人等を支援する際、困っていることはありますか？

【社会福祉士・弁護士・司法書士】 n15

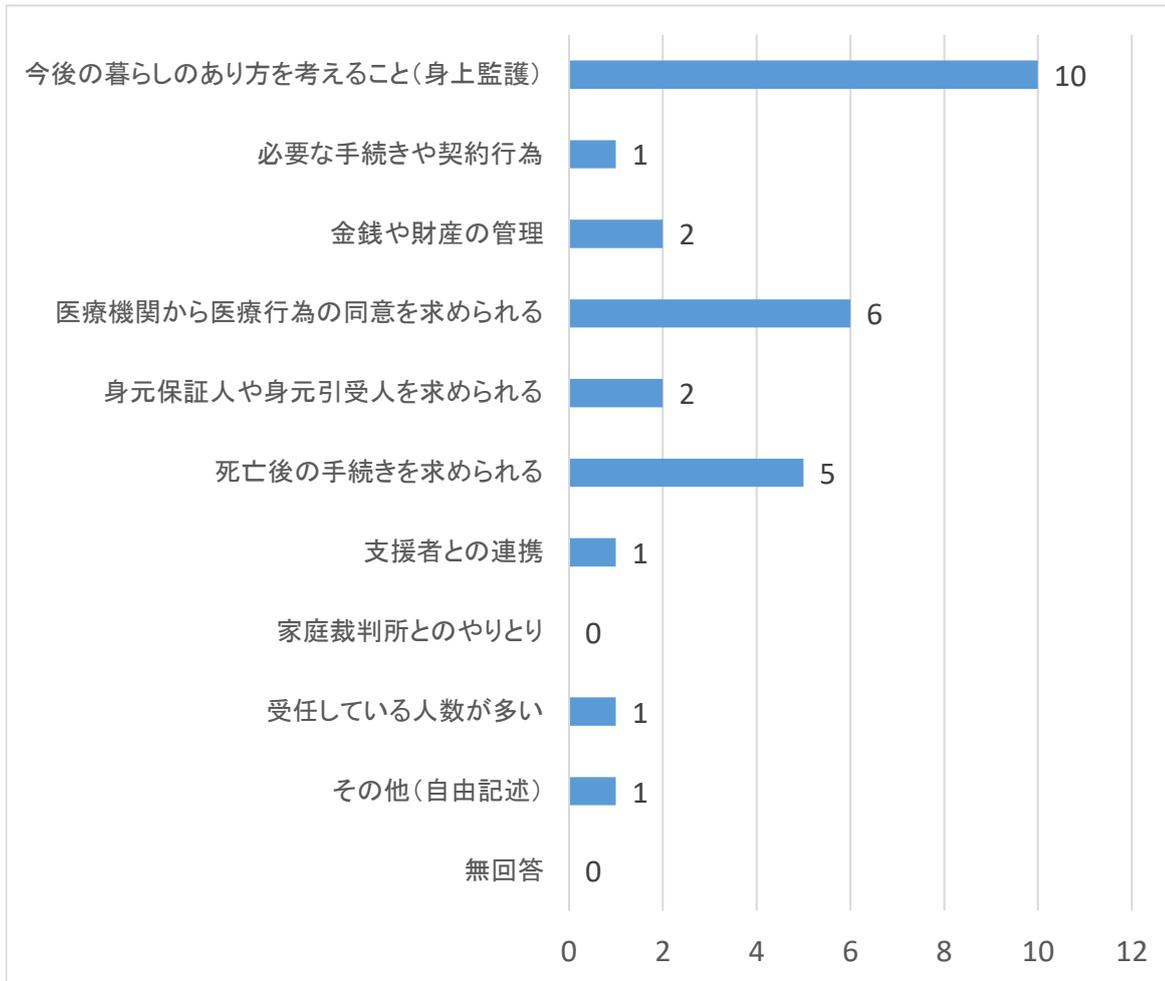


成年後見人として被成年後見人等を支援する際、困っていることはあるかの問いに、「ある」が73.3%となっている。

問5で①を選択された方は【問5-2から問5-3】をお答えください。

【問5-2】 困っている具体的な内容は何ですか？（3つまで回答可）

【社会福祉士・弁護士・司法書士】 n11



【自由記述】

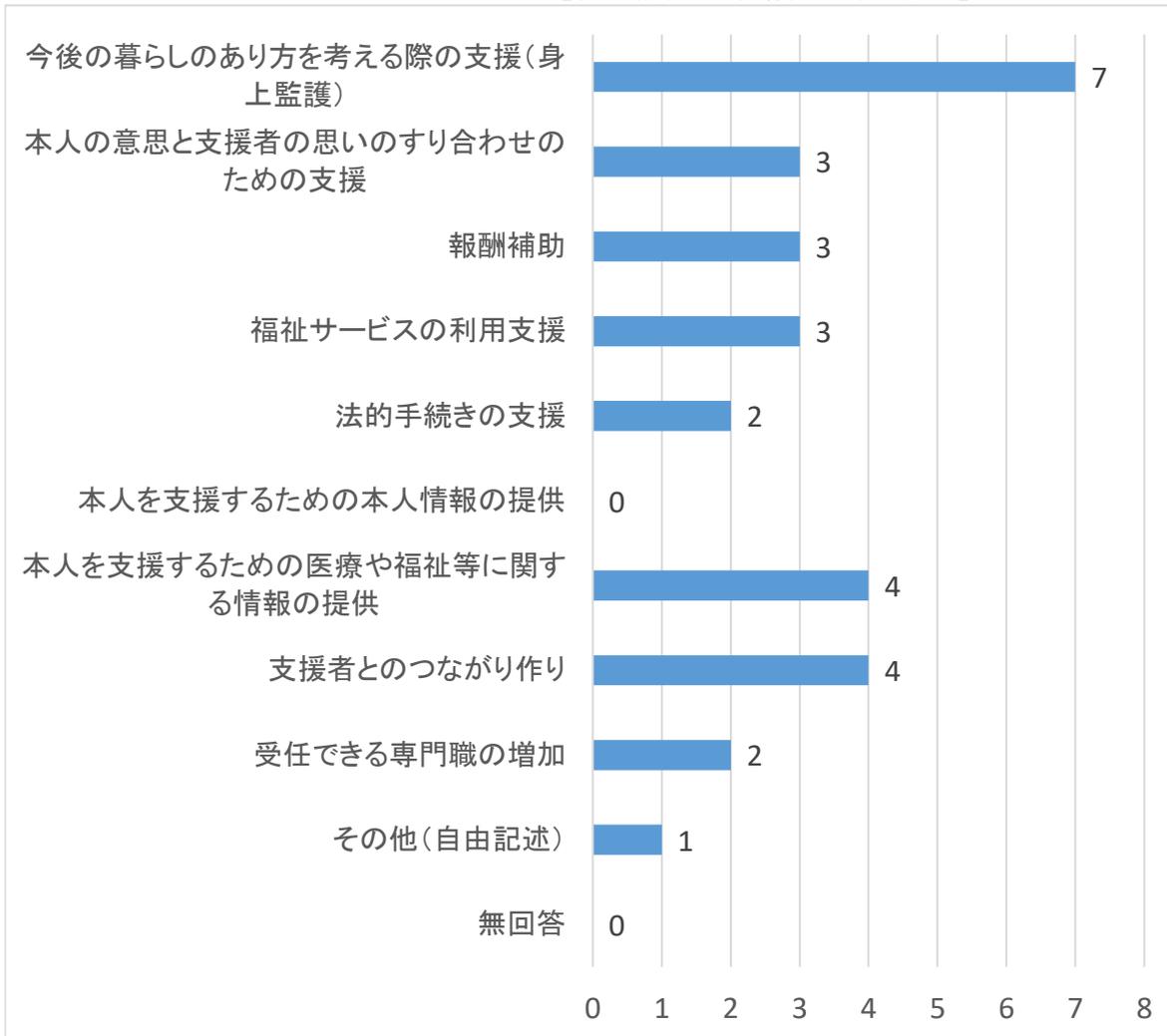
1)日常生活自立支援事業の打ち切りを迫られる。

困っている具体的な内容は、「今後の暮らしのあり方を考えること(身上監護)」が10人と最も多く、次いで「医療機関から医療行為の同意を求められる」が6人、「死亡後の手続きを求められる」が5人となっている。

問5で①を選択された方は【問5-2から問5-3】をお答えください。

【問5-3】 成年後見人としてサポートしてほしい内容は何ですか？

【社会福祉士・弁護士・司法書士】 n11



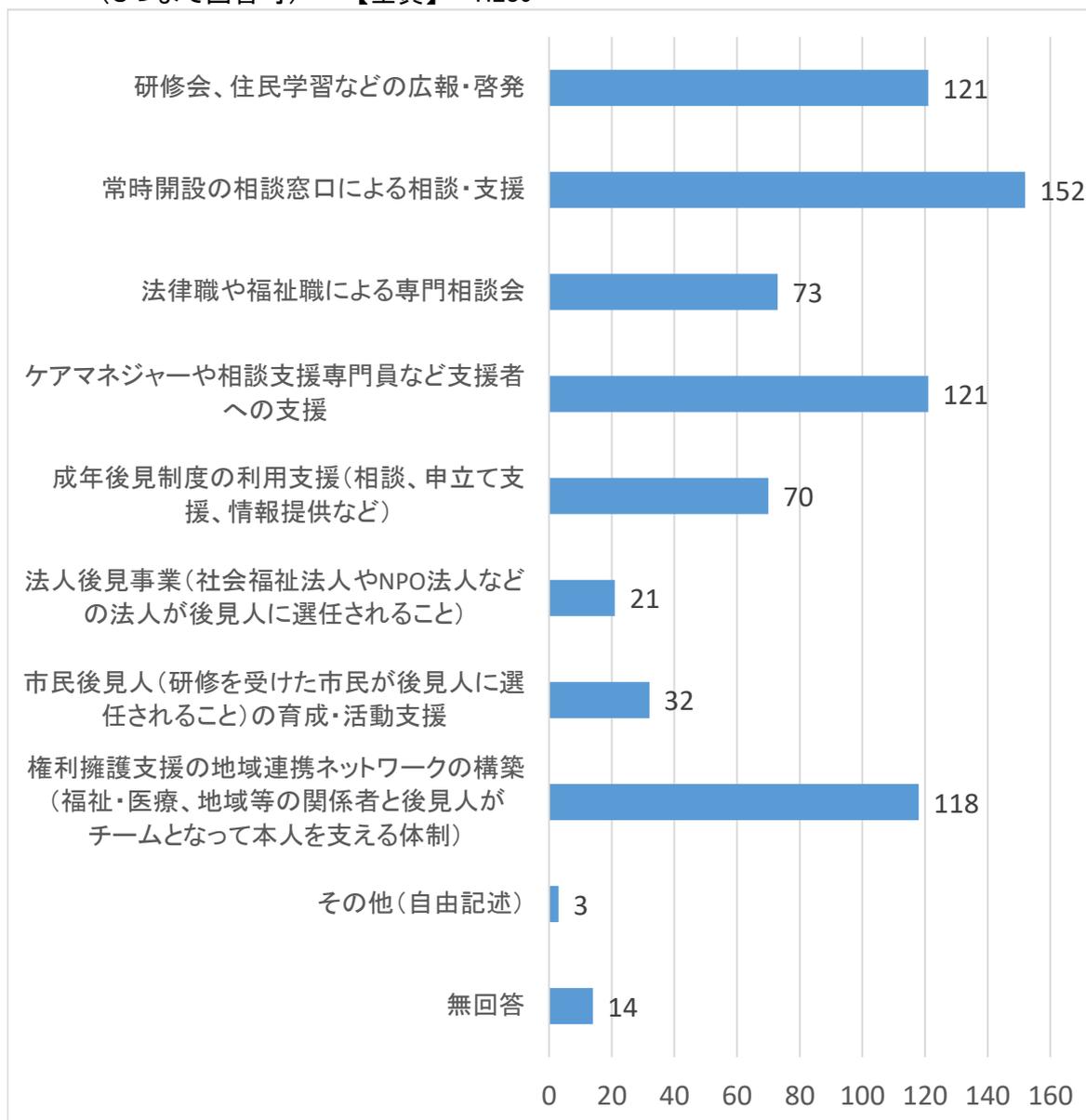
【自由記述】

1) 日常生活自立支援事業の利用(後見との併用)。

成年後見人としてサポートしてほしい内容は、「今後の暮らしのあり方を考える際の支援(身上監護)」が7人と最も多く、次いで「本人を支援するための医療や福祉等に関する情報の提供」が4人、「支援者とのつながり作り」が4人となっている。

◆権利擁護支援センターについて、お答えください。

【問6】 権利擁護支援センターが設置された場合、期待する役割は何ですか。
(3つまで回答可) 【全員】 n289



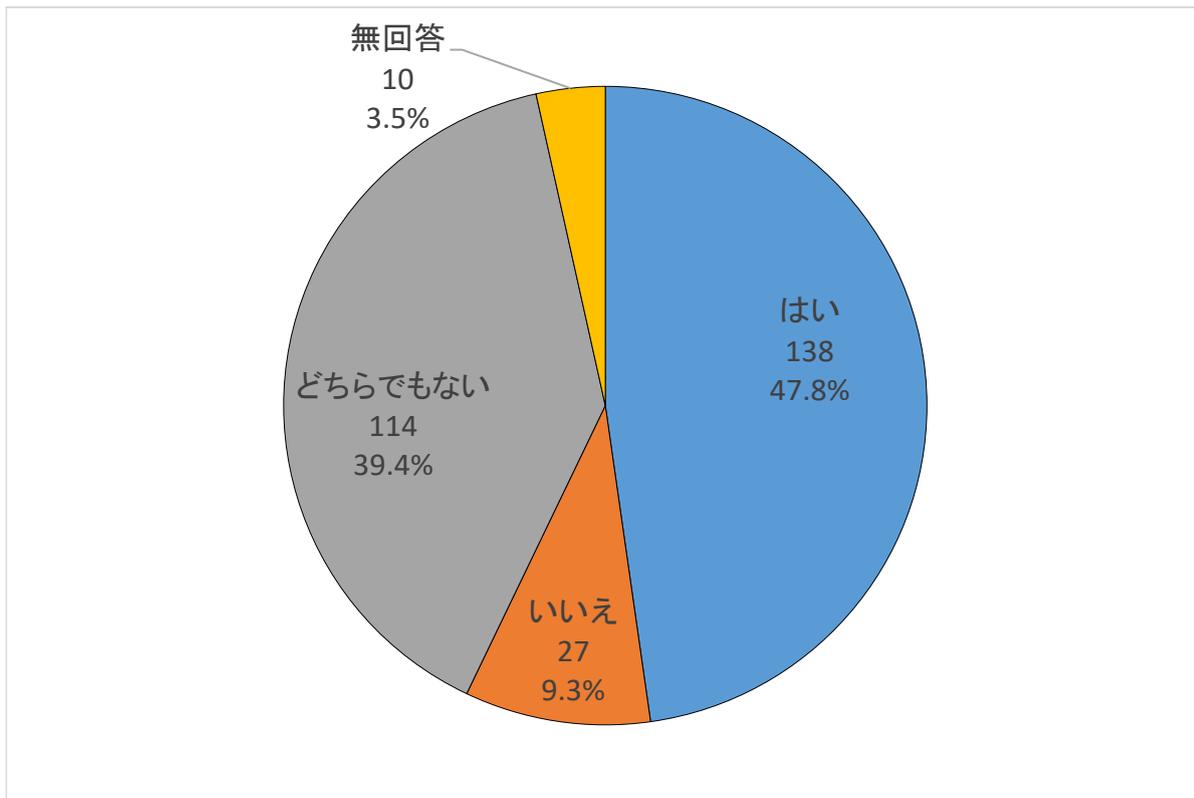
【自由記述: 社会福祉士、弁護士、司法書士】

【自由記述: 自治会長会理事、民生委員・児童委員、サービス事業所】

- 1) 新たに設置しなくてもいいと思う。
- 2) 個々に対応した支援窓口と実際の支援が必要である。
- 3) センターが開設される時(なら)わかりやすい広報が一番必要であると思います。むずかしい説明抜きで。
- 4) このセンターについては知らない。設問の選択肢④～⑧までの活動を広く知らせる。
- 5) 子どもに対して、権利や市の各種サービス(人としての権利を守るための丹波のしくみ・取り組み等)についてのわかりやすい教育が必要である。

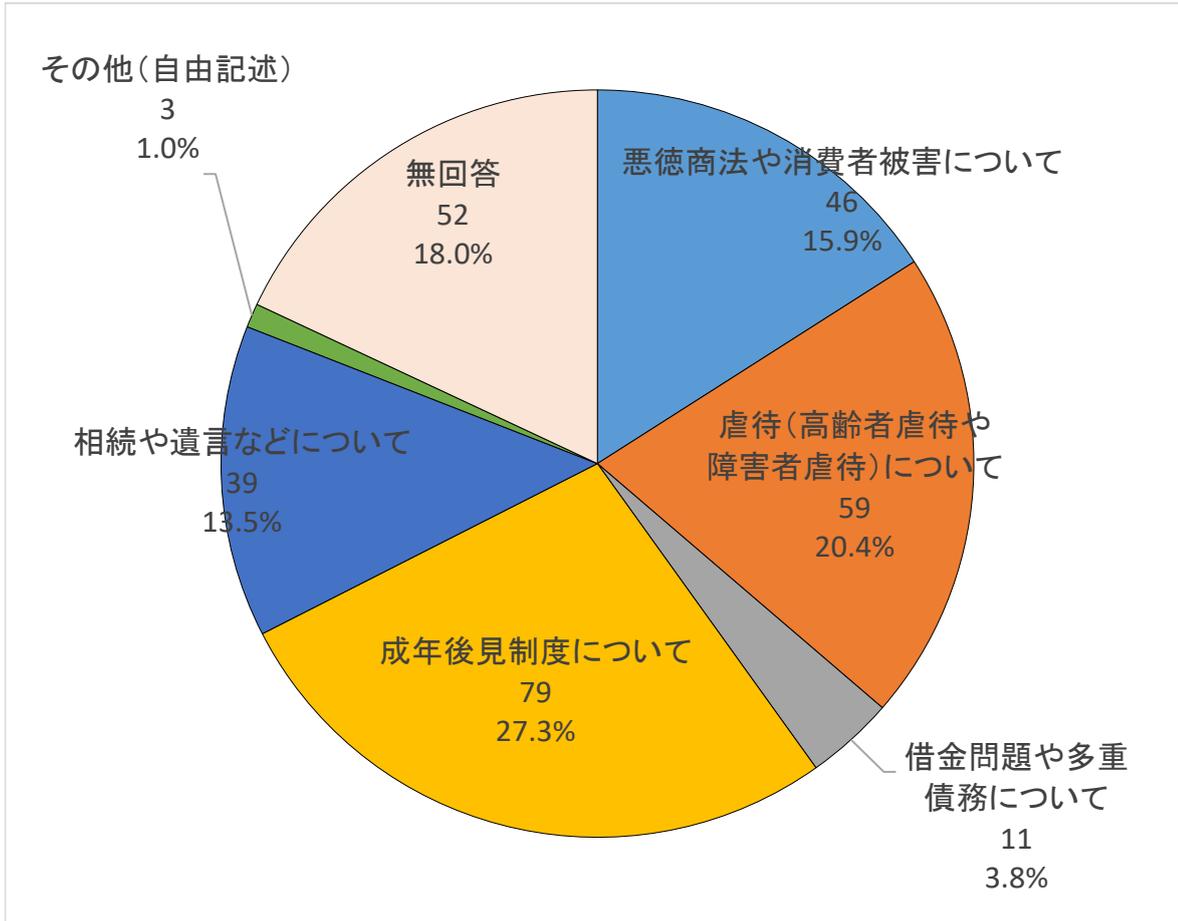
権利擁護支援センターが設置された場合、期待する役割は「常時開設の相談窓口による相談・支援」が152人と最も多く、次いで「ケアマネジャーや相談支援専門員など支援者への支援」が121人、「研修会、住民学習などの広報・啓発」が121人、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築(福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって本人を支える体制)」が118人となっている。

【問7】 丹波市に権利擁護支援センターが設置された場合、成年後見制度や権利擁護に関することを相談してみたいと思いますか。【全員】 n289



丹波市に権利擁護支援センターが設置された場合、成年後見制度や権利擁護に関することを相談してみたいかの問いに、「はい」が47.8%と、「いいえ(9.3%)」、「どちらでもない(39.4%)」を合わせた割合は同じとなっている。

【問8】 今後、権利擁護支援について、周知・啓発を行うため講演会等を開催することを検討しています。講演会等で聞いてみたい内容はありますか。 【全員】 n289



【自由記述: 社会福祉士、弁護士、司法書士】

【自由記述: 自治会長会理事、民生委員・児童委員、サービス事業所】

- 1) 上記①～⑤を順次計画的に進めて欲しい。
- 2) このアンケートの為に〇〇〇〇とはとして[]で困ってあった4つ全部詳しく知りたいです
- 3) 特にわからない

講演会等の内容は、「成年後見制度について」が27.3%と最も多く、次いで「虐待(高齢者虐待や障害者虐待)について」が20.4%となっている。